

広幅複合機賃貸借仕様書

1 賃貸借期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日までの長期継続契約とする。ただし、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が減額又は削除された場合は、契約を変更または解除することとする。（落札者に損害を与えた場合は、落札者と協議のうえ賠償します。）

2 設置場所等

複合機は、搬入設置の日時についての指示に従い、奥州市胆沢総合支所庁舎2階所定の場所に1台（付属機器を含む）を業者負担により搬入設置するものとする。

3 機器性能

複合機の性能は、「RICOH IM CW2200H」と同等以上のものとし、次に掲げる機能を有するものとする。

- （1）コピー機能
- （2）スキャナー機能
- （3）プロッター機能
- （4）2段ロール給紙

同等品で見積る場合は、令和7年6月5日（木）までに同等品の仕様が記載された書類（カタログ等）を担当課へ提出し、本仕様に適合するか必ず確認を得ること。

4 保守サービスの内容

複合機の保守サービスの主な内容は、次のとおりとする。

- ・ 複合機の導入時における設定や初期不良修理、初回動作点検、操作説明の実施は無償とすること。
- ・ 複合機の搬入・設置及び契約期間満了時の撤去・搬出にかかる費用は無償とする。
- ・ 複合機は1,000カウント／年、約80カウント／月の使用に耐えるものであること。
- ・ 定期交換部品は、在庫保管は設置者が行い、交換アラートの際に設置者が交換作業を行うこととともに回収に合わせて実施すること。なお、定期交換部品と消耗品（トナー等）は保守管理費用に含まない。
- ・ 複合機の故障時やアラート時、定期交換部品の交換時の際は点検や調整を行うこと。
- ・ 複合機が故障した旨の連絡を受けたときは、概ね2時間以内に修理担当者を派遣して、正常な状態に回復させること。直ちに正常な状態に回復できず、使用者の業務に支障をきたす場合は、代替機を納入すること。
- ・ 複合機が庁内ネットワークに接続するために必要となる設定作業に関する費用。
- ・ 組織改変、配置換え等により設置場所が変わる場合は、別途費用を市に申請の上、対応できるようにすること。
- ・ 用紙や消耗品（トナー等）、定期交換部品以外の諸経費については、使用者の故意又

は重大な過失によると認められる故障等に係る費用を除き、すべて業者の負担とする。

- ・ 保守の実施により知り得た使用者の機密等を外部に漏らさないこと。
- ・ 貸借料については、翌月に請求するものとする。なお、請求金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。
- ・ その他については、業者決定後の両者の協議による。

5 その他

本件は、当市と落札者との契約となる。他の事業者を介した3者間の契約はしませんので、了解のうえ、入札に参加すること。